

平成 25 年 12 月 2 日

お客様へ

業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ

以下の新規サービスの開始等に伴い、平成 26 年 1 月 1 日より、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則の一部を改正しますので、お知らせいたします。

- 業務規程および業務規程細則の改正点
 - ① 定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始
(業務規程細則第 56 条関連)
 - ② 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正への対応の明確化
(業務規程第 2 条・第 3 条・第 7 条関連)
 - ③ 支払不能情報照会が可能な利用者範囲の明確化
(業務規程細則第 50 条関連)

○ 新旧対照表

【業務規程】

新	旧
(定義) 第 2 条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第 1 号～第 14 号まで略) <u>十五 取引時確認その他本人確認</u> <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）</u> <u>第 4 条第 6 項に規定する取引時確認および当会社または窓口金融機関に対する請求または届出等につ</u>	(定義) 第 2 条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第 1 号～第 14 号まで略) (新設)

新	旧
<u>いて、当会社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</u> <u>(第 16 号～第 25 号まで略)</u> <u>※第 15 号の新設に伴い号番を改正します</u>	(第 15 号～第 24 号まで略)
(当会社の業務の内容) 第 3 条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の<u>取引時確認その他</u>本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (同項第 2 号～第 8 号、第 2 項まで略)	(当会社の業務の内容) 第 3 条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (同項第 2 号～第 8 号、第 2 項まで略)
(業務委託契約) 第 7 条 当会社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第 58 条第 1 項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の<u>取引時確認その他</u>本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (第 2 号～第 5 号まで略)	(業務委託契約) 第 7 条 当会社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第 58 条第 1 項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (第 2 号～第 5 号まで略)
<u>附 則（平成 26 年 1 月 1 日改正）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。</u>	(新設)

【業務規程細則】

新	旧
(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第24号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)	(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第23号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)
(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 <u>2 規程第54条第1項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会をすることが出来るものとする。</u> <u>(第3項略)</u> <u>※第2項の新設に伴い項番を改正します</u>	(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 (新設) <u>(第2項略)</u>
(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> <u>① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を</u>	(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</u>

新	旧
<u>当会社に提出する方法</u> <u>② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</u> <u>③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</u> (第3項、第4項略) 5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 (各号略) <u>6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</u> <u>一 残高の基準日</u> <u>二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</u> <u>三 その他窓口金融機関が定める情報</u> <u>(第7項～第8項まで略)</u> <u>※第6項の新設に伴い項番を改正します</u>	(第3項、第4項略) 5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 (各号略) (新設) <u>(第6項～第7項略)</u>
(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則) 第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第7項第1号に定める事項につ	(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則) 第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第6項第1号に定める事項につ

新	旧
いて、開示を請求することができる。 2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第 <u>7</u> 項第 1 号に掲げる事項を開示する。 (第 3 項略)	いて、開示を請求することができる。 2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第 <u>6</u> 項第 1 号に掲げる事項を開示する。 (第 3 項略)
<u>附 則 (平成 26 年 1 月 1 日改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 この細則は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。</u>	(新設)
【別表 1 (第 56 条第 <u>7</u> 項第 1 号②関係)】 (表略) 【別表 2 (第 56 条第 <u>7</u> 項第 3 号関係)】 (表略)	【別表 1 (第 56 条第 <u>6</u> 項第 1 号②関係)】 (表略) 【別表 2 (第 56 条第 <u>6</u> 項第 3 号関係)】 (表略)

- 改正後の業務規程および業務規程細則については、株式会社全銀電子債権ネットワークホームページのトップページに表示されている「業務規程等」から、ご確認いただけます。

以 上

(平成 25 年 12 月 2 日現在)

業務規程新旧対照表

○ 変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改 正	現 行	備 考
(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第1号～第14号まで略) <u>十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第6項に規定する取引時確認および当会社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当会社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</u> <u>十六 取引停止処分</u> 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。 <u>十七 保証人等</u> でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。 <u>十八 保証利用限定特約</u> 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録(保証人等にあつては支払等記録および変更記録)以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。 <u>十九 窓口金融機関</u> 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。	(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第1号～第14号まで略) (新設) <u>十五 取引停止処分</u> 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。 <u>十六 保証人等</u> でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。 <u>十七 保証利用限定特約</u> 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録(保証人等にあつては支払等記録および変更記録)以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。 <u>十八 窓口金融機関</u> 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。	・改正犯収法にもとづく「取引時確認その他本人確認」の定義の追加。

改 正	現 行	備 考
<u>二十</u> 利用契約 当会社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。 <u>二十一</u> 利用者 当会社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。 <u>二十二</u> 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当会社所定の情報が記録されるデータベースをいう。 <u>二十三</u> 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。 <u>二十四</u> 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。 <u>二十五</u> 利用者番号 当会社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。	<u>十九</u> 利用契約 当会社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。 <u>二十</u> 利用者 当会社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。 <u>二十一</u> 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当会社所定の情報が記録されるデータベースをいう。 <u>二十二</u> 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。 <u>二十三</u> 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。 <u>二十四</u> 利用者番号 当会社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。	
(当会社の業務の内容) 第3条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の取引時確認<u>その他</u>本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 参加金融機関の審査および管理に関する業務 三 電子記録の請求および記録に関する業務 四 でんさいの口座間送金決済に関する業務 五 でんさいの支払不能処分制度に関する業務 六 電子記録の記録事項等の開示に関する業務 七 記録原簿および請求受付簿の管理に関する業務 八 前各号に掲げる業務に付随する業務 (第2項略)	(当会社の業務の内容) 第3条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 参加金融機関の審査および管理に関する業務 三 電子記録の請求および記録に関する業務 四 でんさいの口座間送金決済に関する業務 五 でんさいの支払不能処分制度に関する業務 六 電子記録の記録事項等の開示に関する業務 七 記録原簿および請求受付簿の管理に関する業務 八 前各号に掲げる業務に付随する業務 (第2項略)	・改正犯収法にもとづく取引時確認を実施することを明確化。

改 正	現 行	備 考
(業務委託契約) 第 7 条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第 58 条第 1 項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 電子記録の請求および記録に関する業務 三 でんさいの口座間送金決済に関する業務 四 でんさいの支払不能処分制度に関する業務 五 電子記録の記録事項等の開示に関する業務	(業務委託契約) 第 7 条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第 58 条第 1 項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。 一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 二 電子記録の請求および記録に関する業務 三 でんさいの口座間送金決済に関する業務 四 でんさいの支払不能処分制度に関する業務 五 電子記録の記録事項等の開示に関する業務	・改正犯収法にもとづく取引時確認を実施することを明確化。
<u>附 則（平成 26 年 1 月 1 日改正）</u> <u>（施行期日）</u> 第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。	(新設)	

以 上

業務規程細則新旧対照表

○ 変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改 正	現 行	備 考
(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第<u>24</u>号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)	(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第<u>23</u>号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)	・業務規程第2条第15号の追加に伴う修正。
(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 <u>2 規程第54条第1項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会をすることができるものとする。</u> <u>3 当会社は、規程第54条第1項による照会に対し、前項の書面が当会社に送達された日（その日が銀行営業日でないときは、翌銀行営業日。以下「送達日」という。）の5年前の日から送達日の3銀行営業日前の日までの間についての支払不能情報を回答する。</u>	(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 (新設) <u>2 当会社は、規程第54条第1項による照会に対し、前項の書面が当会社に送達された日（その日が銀行営業日でないときは、翌銀行営業日。以下「送達日」という。）の5年前の日から送達日の3銀行営業日前の日までの間についての支払不能情報を回答する。</u>	・貸倒引当金に係る証明書発行依頼等、正当な理由がある場合に限り、第三者に関する支払不能情報を回答する旨規定。
(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> <u>① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法</u>	(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</u>	・残高証明書の定例発行機能に関する規定を追加（以下同じ）。

改 正	現 行	備 考
② <u>請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</u> ③ <u>定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</u> (第3項、第4項略) 5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 一 残高の基準日 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報 三 その他当会社が定める事項 6 <u>第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</u> <u>一 残高の基準日</u> <u>二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</u> <u>三 その他窓口金融機関が定める情報</u> 7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。 一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項 ① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第58条第1項に定める事項を除く。 ② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項 二 第2項第2号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項 三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係る	(第3項、第4項略) 5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 一 残高の基準日 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報 三 その他当会社が定める事項 (新設) 6 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。 一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項 ① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第58条第1項に定める事項を除く。 ② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項 二 第2項第2号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項 三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係る	

改 正	現 行	備 考
ものに限る。)のうち、別表 2 に規定する事項 <u>8</u> 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 当社が定める方法	ものに限る。)のうち、別表 2 に規定する事項 <u>7</u> 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 当社が定める方法	
(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則) 第 57 条 窓口金融機関は、法第 87 条第 2 項の規定により、当社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第 <u>7</u> 項第 1 号に定める事項について、開示を請求することができる。 2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第 <u>7</u> 項第 1 号に掲げる事項を開示する。 3 前項の規定により窓口金融機関がする開示の請求および開示の方法は、当社が別に定めるところによる。	(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則) 第 57 条 窓口金融機関は、法第 87 条第 2 項の規定により、当社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第 <u>6</u> 項第 1 号に定める事項について、開示を請求することができる。 2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第 <u>6</u> 項第 1 号に掲げる事項を開示する。 3 前項の規定により窓口金融機関がする開示の請求および開示の方法は、当社が別に定めるところによる。	・残高証明書の定例発行機能に関する規定の追加に伴う文言上の修正。
<u>附 則 (平成 26 年 1 月 1 日改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 この細則は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。</u>	(新設)	
【別表 1 (第 56 条第 <u>7</u> 項第 1 号②関係)】 (表略) 【別表 2 (第 56 条第 <u>7</u> 項第 3 号関係)】 (表略)	【別表 1 (第 56 条第 <u>6</u> 項第 1 号②関係)】 (表略) 【別表 2 (第 56 条第 <u>6</u> 項第 3 号関係)】 (表略)	・残高証明書の定例発行機能に関する規定の追加に伴う文言上の修正。

以 上